

計量証明書

発行年月日：2025年 5月 13日

ご報告先：株式会社江合 様



計量証明事業登録青森県第 37・63 号
環境保全株式会社
〒036-0164 青森県平川市松崎西田 41-10
TEL 0172-43-1100
FAX 0172-43-1166
環境計量士 高橋知行
登録番号 第 1236 号

- 件名：工場敷地境界における騒音及び振動測定
- 測定場所：株式会社江合リサイクルプラント
大崎市古川清水字三丁目石田 18-2
- 測定日：2025年4月28日(月)
- 測定者：山崎 翔一、芹田 美咲
- 測定結果及び測定方法

測定項目	測定状況	
	休止中	稼働時
騒音レベル (dB)	46	54
振動レベル (dB)	28	46

(1) 騒音レベル

計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、JIS Z 8731 に定める騒音レベル測定方法により行った。測定は周波数特性「A特性」、動特性「FAST」を用いてレベルをメモリーカードに記録した。記録時間は10分間として、除外音があった場合は、随時測定時間より減じ、残った時間を有効測定時間とした。また、発生する騒音の種類、変動によりレベル処理の方法を以下に述べる方法から選定し行うものとした。

(a) 定常騒音（変動ほとんどなし）

定常騒音の場合（変動幅が1dB以内）はその指示値を、変動幅が3dB以内と小さい場合は、指示値を10個読取り算術平均値を用いる。

(b) 衝撃・間欠騒音（最大値が一定の場合）

衝撃又は、間欠騒音の最大値が一定の場合は、その最大値を10個読取り算術平均値を用いる。

(c) 衝撃・間欠騒音（最大値が一定でない場合）

衝撃又は、間欠騒音の最大値が一定でない場合は、その最大値を多数読取り測定値のL₅（90%レンジの上端値）を用いる。

(d) 変動騒音

不規則かつ大幅に変動する騒音の場合は、5秒間隔またはこれに準ずる間隔で50個又は、100個読取り、測定値のL₅（90%レンジの上端値）を用いる。

(2) 振動レベル

計量法第71条の条件に合格した振動計を用い、JIS Z 8735 に定める振動レベル測定方法により行った。測定は振動感覚補正回路「鉛直振動特性」を用いてレベルをメモリーカードに記録した。記録時間は10分間として、除外振動があった場合は、随時測定時間より減じ、残った時間を有効測定時間とした。また、発生する振動の種類、変動によりレベル処理の方法を以下に述べる方法から選定し行うものとした。

(a) 定常変動（変動ほとんどなし）

定常振動の場合は指示値の平均的な読取り値を用いる。

(b) 定常変動（変動僅か、目安 3dB 以内程度）

変動幅が 3dB 以内の場合、数秒間隔で指示値を数個読取り算術平均値を用いる。

(c) 変動振動・間欠的（周期的）

周期的に変動する振動の場合、変動ごとの最大値の変動幅が 5dB 以内の場合は数個の読取り値の算術平均値を用い、5dB を超える場合は上位 10 個の読取り値のパワー平均値を用いる。

(d) 変動振動・間欠的（非周期的）

非周期的に変動する振動の場合、変動ごとの最大値の変動幅が 5dB 以内の場合は数個の読取り値の算術平均値を用い、5dB を超える場合は上位 10 個の読取り値のパワー平均値を用いる。

(e) 変動振動・不規則（大型変動）

不規則かつ大幅に変動する振動の場合、5 秒間隔で 100 個またはこれに準ずる間隔、個数を読取り、測定値の L_{10} （80%レンジの上端値）を用いる。

6. 使用機器

普通騒音計	リオン(株)	NL-42A
公害用振動レベル計	リオン(株)	VM-53A

7. 測定記録

騒音レベル測定記録一覧表

測定状況	時間区分	測定日	測定時間	騒音レベル dB (A)					処理方法	備考
				L ₅	L ₅₀	L ₉₅	L _{Aeq}	L _{max}		
休止中	昼	4/28	13:11~13:21	46	41	38	42.3	53	(d)	
稼働時	昼	4/28	13:32~13:42	54	52	52	52.5	55	(d)	

振動レベル測定記録一覧表

測定状況	時間区分	測定日	測定時間	振動レベル dB				処理方法	備考
				L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L _{max}		
休止中	昼	4/28	13:11~13:21	28	25 未満	25 未満	33	(e)	
稼働時	昼	4/28	13:32~13:42	46	46	45	47	(e)	

8. 測定時の気象状況

測定状況	測定日	測定時間	天候	気温(℃)	湿度(%)	風向	風速(m/s)
休止中	4/28	13:12	曇り	21.0	50	北北西	0.5
稼働時	4/28	13:32	曇り	19.2	52	南	<0.5

宮城県公害防止条例に基づく規制基準（騒音）

公害防止条例施行規則別表第 2 第 4 号

時間の区分 区域の区分		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝 (午前 6 時から午 前 8 時まで) 夕 (午後 7 時から午 後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時か ら翌日の午前 6 時まで)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域及 び文教地区	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	第一種中高層住居専用地 域、第二種中高層住居専用地 域、第一種住居地域、第二 種住居地域及び準住居地域 (文教地区として指定され た区域を除く。)	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	近隣商業地域、商業地及び 準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第四種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

(注)

- ・上表に掲げる第二種区域、第三種区域、第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
- ・仙台市内の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については第一種区域の基準を適用し、仙台市内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存在する近隣商業地域については第二種区域の基準を適用する。
- ・都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用する。ただし、関係市町村長から第二種区域以外の区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、第二種区域以外の区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用することができる。
- ・デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- ・騒音の測定場所は、特定事業場の敷地境界線上とする。

宮城県公害防止条例に基づく規制基準（振動）

公害防止条例施行規則別表第2第5号

区域の区分		時間の区域 昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

(注)

- ・ 上表に掲げる区域内に所存する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
- ・ 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第一種区域の基準を適用する。ただし、関係市町村長から第二種区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、当該区域の基準を適用することができる。
- ・ 仙台市内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第一種区域の基準を適用する。
- ・ デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- ・ 振動の測定場所は特定事業場の敷地境界線上とする。



業務名
工場敷地境界における 騒音及び振動測定
採取場所
榑江合リサイクルプラント
測定項目
騒音・振動
撮影年月日
2025年4月28日



業務名
工場敷地境界における 騒音及び振動測定
採取場所
榑江合リサイクルプラント
測定項目
騒音・振動
撮影年月日
2025年4月28日



業務名
工場敷地境界における 騒音及び振動測定
採取場所
榑江合リサイクルプラント
測定項目
騒音・振動
撮影年月日
2025年4月28日



証明書No.K2501145-001

計 量 証 明 書

発行年月日： 2025年 5月 27日

御 報 告 先：株式会社江合 様

御 依 頼 者：株式会社江合 様

業 務 名：株式会社江合リサイクルプラント 水質
検査

採 取 区 分：弊社採取

試料採取日時：2025年 5月 16日 9時10分

試料受付日：2025年 5月 16日

計量証明事業登録 青森県第36号

環 境 保 全 株 式 会 社

〒036-0164 青森県平川市松崎西田41-10

TEL 0172-43-1100 FAX 0172-43-1166

環境計量士：高橋 知行

登録番号：第 2637 号

御依頼の試料について計量した結果、下記の通りであることを証明致します。

試料採取場所	株式会社江合リサイクルプラント 最終末排水	
試料名	排水	
計量の対象	計量証明の結果	計量の方法
*気温	25.6 ℃	JIS K0102-1 6.2 ガラス製棒状温度計
*水温	21.1 ℃	JIS K0102-1 6.3 ガラス製棒状温度計
水素イオン濃度 (pH)	8.3 (21℃)	JIS K0102-1 12 ガラス電極法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	4.2 mg/L	JIS K0102-1 18及び21.4 隔膜電極法
浮遊物質 (SS)	440 mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表8 ガラス繊維ろ過重量法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	<0.5 mg/L	JIS K0102-1 22.3 抽出法
以下余白		
備考	*印の項目は計量法第107条の計量対象外である事を示す。 計量証明の結果の「<」は、用いた分析方法の定量下限値未満を示す。	

弊社の同意なしに、本計量証明書の一部だけを複写することはできません。 環境保全(株)